

取り抜け方式による入札について

令和 7 年 3 月 14 日
久御山町総務部企画財政課

○取り抜け方式とは

同一日に開札する競争入札において、同一工種かつ同一入札参加資格要件の工事が複数あるときに、落札者を決定する工事の順位をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事で落札者となった者の他の工事における入札書を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式です。

久御山町では、建設工事における品質の確保及び受注機会の均等による地元業者等の育成を目的に試行的に実施します。

○対象工事

対象となる工事は、一般競争入札等の全ての建設工事で、以下の条件を全て満たすものとなります。

- (1) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一日に開札を行う工事
- (2) 工事種別及び入札参加資格要件が同一である工事

※適用対象となる工事については、入札公告に明示し入札参加者に周知します。ただし、例外として、取り抜け方式による競争入札を行うと、入札参加者が極めて少数になることが予想されるなど、競争性が確保できないおそれがあるときには、適用しない場合があります。

○落札者の決定について

対象工事では、予定価格の大きいものから先に開札を行い、落札者を下位の入札における落札候補者から除外します。

この方式により、同一日の開札では、1業者1件に落札が制限されることとなりますが、受注者が偏ることなく、受注機会の均等化が図られます。

(例)

	案件① 予定価格 480 万円		案件② 予定価格 460 万円		案件③ 予定価格 440 万円	
A 社	460 万円	落札	425 万円	無効	400 万円	無効
B 社	465 万円		430 万円	落札	405 万円	無効
C 社	465 万円		432 万円		430 万円	落札
D 社	470 万円		450 万円		440 万円	
E 社	475 万円		455 万円		—	辞退

○取り抜け方式の通常入札への移行について

実際の入札において、取り抜け方式として入札公告又は指名通知を行った工事でも、開札時に取り抜け方式を取りやめ、通常の入札として執行する場合があります。

(例) 参加者が少数及び入札辞退により案件③を通常の入札とする場合

	案件① 予定価格 480 万円		案件② 予定価格 460 万円		案件③ 予定価格 440 万円	
A社	460 万円	落札	425 万円	無効	400 万円	落札
B社	465 万円		430 万円	落札	405 万円	
C社	—	辞退	—	辞退	—	辞退
D社	—	辞退	—	辞退	—	辞退

◎ 案件③で、取り抜け方式のまま執行すると、A社・B社が無効となり入札が不調になるため、開札時に通常入札に切替え執行する。

※ なお、案件②の場合は、公告時点では落札候補者が1者となることが予測できないため、取り抜け方式のまま執行する。